

○田辺市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例

平成17年5月1日条例第94号

改正

平成19年7月12日条例第21号

平成20年3月31日条例第10号

平成21年3月31日条例第8号

平成22年3月31日条例第4号

平成23年3月31日条例第3号

平成24年3月30日条例第6号

平成24年7月6日条例第21号

平成27年3月31日条例第7号

平成29年3月31日条例第5号

田辺市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、ひとり親家庭等に対し、医療費の一部を支給することにより、その健康の保持及び増進を図り、もってひとり親家庭等の福祉の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「児童」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

2 この条例において「ひとり親家庭」とは、配偶者のない者が児童を扶養する家庭をいう。

3 この条例において「配偶者のない者」とは、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）と死別した者で、現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）をしていないもの及びこれに準ずる次に掲げる者をいう。ただし、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4に規定する里親を除くものとする。

(1) 離婚した者で現に婚姻をしていないもの

(2) 配偶者の生死が明らかでない者

(3) 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている者

(4) 配偶者から遺棄されている者

(5) 配偶者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令を受けた者であって、当該命令の申立てを行ったもの

(6) 配偶者が法令により引き続き1年以上拘禁されているため、その扶養を受けることができない者

(7) 婚姻によらないで父又は母となった者で現に婚姻をしていないもの

4 この条例において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）

(2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）

(3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

(4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）

(5) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

(6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

(7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

5 この条例において「養育者」とは、配偶者のない者以外の者で次に掲げる児童を扶養するものをいう。

(1) 父母が死亡した児童

(2) 配偶者のない者に該当する父又は母が監護しない児童

6 この条例において「保険給付」とは、医療保険各法に規定する療養の給付、療養費、家族療養費、特別療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費及び家族訪問看護療養費をいう。

7 この条例において「一部負担金」とは、医療保険各法の規定により保険給付を受ける者が負担すべき額をいう。

8 この条例において「医療機関等」とは、医療保険各法の規定により医療に関する給付を取り扱う病院、診療所、薬局その他のものをいう。

(支給対象者)

第3条 この条例に定める医療費（以下「ひとり親家庭等医療費」という。）の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、ひとり親家庭の配偶者のない者及びその児童又は養育者が扶養する前条第5項各号に掲げる児童で次に掲げる要件に該当するものとする。

(1) 本市に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市において記録されていること。ただし、修学その他の特別の事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

(2) 医療保険各法の規定による被保険者又は組合員及びその被扶養者であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、支給対象者としなない。

(1) 配偶者のない者又は養育者（規則で定める児童の養育者を除く。）の前年（1月1日から7月31日までの間に、新たに支給対象者となる場合にあっては、前々年をいう。以下同じ。）の所得が規則で定める額以上の場合

(2) 同居している配偶者の前年の所得が規則で定める額以上の場合

(3) 配偶者のない者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で、その配偶者のない者と生計を同じくするもの前年の所得が規則で定める額以上の場合

(4) 養育者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で、その養育者の生計を維持するもの前年の所得が規則で定める額以上の場合

(5) 第1号の規則で定める児童の養育者の前年の所得が規則で定める額以上の場合

(6) 生活保護法（昭和25年法律第144号）その他の法令等により、国又は地方公共団体の負担において医療費の全額を負担される場合

(受給資格の認定)

第4条 支給対象者は、ひとり親家庭等医療費の支給を受けようとするときは、規則で定めるところにより、受給資格について市長の認定を受けなければならない。

(受給資格者証)

第5条 市長は、前条の認定を受けた者（以下「受給資格者」という。）に対し、受給資格者証を交付するものとする。

2 受給資格者は、医療機関等において保険給付を受けるときは、規則で定める場合を除き、当該医療機関等に受給資格者証を提示しなければならない。

3 受給資格者は、その資格を喪失したときは、速やかに受給資格者証を市長に返還しなければならない。

(支給)

第6条 市長は、受給資格者が保険給付につき一部負担金を医療機関等に支払う場合において、当該支払額に相当する額のひとり親家庭等医療費を支給するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、医療保険各法に基づく保険者の規約若しくは定款等により付加給付を受ける定めがある場合又は他の法令等により医療費の給付を受けた場合は、その者に支給すべきひとり親家庭等医療費は、一部負担金の額から当該給付額を控除した額とする。

(支給の方法)

第7条 前条第1項の規定によるひとり親家庭等医療費の支給は、受給資格者の申請に基づき行うものとする。

2 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、ひとり親家庭等医療費の支給を決定するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、市長は、保険給付につき受給資格者が医療機関等に支払うべき一部負担金をその者に代わり、当該医療機関等に支払うことができる。

4 前項の規定による支払があったときは、当該受給資格者に対し、ひとり親家庭等医療費の支給があったものとみなす。

(届出の義務)

第8条 受給資格者は、住所、氏名、加入保険その他受給資格等に変更が生じた場合は、速やかに市長に届け出なければならない。

2 受給資格者は、その受給事由が第三者行為によって生じたものであるときは、速やかに第三者行為傷病届により市長に届け出なければならない。

(支給金の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正の手段によりひとり親家庭等医療費の支給を受けた者があるときは、その者から既に支給した金額の全部又は一部を返還させることができる。

2 市長は、受給資格者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その者から既に支給した金額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成17年5月1日から施行する。

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の田辺市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例（昭和54年田辺市条例第25号）、龍神村ひとり親家庭医療費の支給に関する条例（昭和54年龍神村条例第3号）、中辺路町ひとり親家庭医療費の支給に関する条例（昭和54年中辺路町条例第8号）、大塔村ひとり親家庭医療費の支給に関する条例（昭和54年大塔村条例第13号）又は本宮町ひとり親家庭医療費給付条例（平成7年本宮町条例第9号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年7月12日条例第21号）

1 この条例は、平成19年8月1日から施行する。

2 改正後の田辺市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける保険給付に係るひとり親家庭等医療費の支給について適用し、同日前に受けた保険給付に係るひとり親家庭医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月31日条例第10号抄）

(施行期日)

第1条 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(田辺市乳幼児医療費の支給に関する条例等の一部改正に伴う経過措置)

第8条 (前略) 附則第5条の規定による改正後の田辺市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例(中略)の規定は、この条例の施行の日以後に受ける保険給付又は医療に関する給付に係る医療費の支給について適用し、同日前に受けた保険給付又は医療に関する給付に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成21年3月31日条例第8号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日条例第4号）

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

2 (前略) 第2条の規定による改正後の田辺市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例第6条(中略)の規定は、この条例の施行の日以後に受ける保険給付又は医療に関する給付に係る医療費の支給について適用し、同日前に受けた保険給付又は医療に関する給付に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成23年3月31日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月30日条例第6号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年7月6日条例第21号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。(後略)

附 則（平成27年3月31日条例第7号）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項、第5項及び第6項並びに第3条第1項の改正規定は、同年8月1日から施行する。

2 改正後の第2条第2項、第5項及び第6項並びに第3条第1項の規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の日以後に受ける保険給付又は医療に関する給付に係る医療費の支給について適用し、

同日前に受けた保険給付又は医療に関する給付に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月31日条例第5号）

この条例は、児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）の施行の日（平成29年4月1日）から施行する。

○田辺市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例施行規則

平成17年5月1日規則第67号

改正

平成19年7月12日規則第17号

平成22年3月31日規則第12号

平成22年7月30日規則第28号

平成23年3月31日規則第2号

平成24年10月1日規則第28号

平成27年3月31日規則第11号

平成28年5月31日規則第20号

平成28年7月29日規則第23号

田辺市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、田辺市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例(平成17年田辺市条例第94号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第3条第2項第1号の規則で定める児童)

第2条 条例第3条第2項第1号に規定する規則で定める児童は、次のいずれかに該当する児童とする。

- (1) 児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号。以下「施行令」という。)第1条の2第1号に規定する父(以下「父」という。)が死亡し、又は生死不明であって、かつ、母がない児童(母が死亡し、若しくは生死不明であるか、又は戸籍上母がない児童をいう。)
- (2) 父が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童であって、母がないもの又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されているもの
- (3) 母が条例第2条第3項に規定する婚姻によらず懐胎した児童であって、母が死亡したもの又は母の生死が明らかでないもの
- (4) 施行令第1条の2第5号に規定する児童
- (5) 父がない児童(父が死亡し、若しくは生死不明であるか、又は明らかでない児童をいう。)であって、母が法令により引き続き1年以上拘禁されているもの

(所得制限額)

第3条 条例第3条第2項第1号から第5号までに規定する規則で定める額は、次のとおりとする。

- (1) 条例第3条第2項第1号に規定する規則で定める額 施行令第2条の4第2項に規定する額
- (2) 条例第3条第2項第2号に規定する規則で定める額 施行令第2条の4第8項に規定する額
- (3) 条例第3条第2項第3号に規定する規則で定める額 施行令第2条の4第8項に規定する額
- (4) 条例第3条第2項第4号に規定する規則で定める額 施行令第2条の4第8項に規定する額
- (5) 条例第3条第2項第5号に規定する規則で定める額 施行令第2条の4第7項に規定する額

2 条例第3条第2項第1号から第5号までに規定する所得の範囲及びその額の計算方法については、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号。以下「法」という。)及び施行令における児童扶養手当に係る所得の範囲及びその額の計算方法の例による。

(受給資格の認定申請)

第4条 条例第3条第1項に規定する支給対象者(以下「支給対象者」という。)は、条例第4条の規定により受給資格の認定を受けようとするときは、ひとり親家庭等医療費受給資格認定申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 法第3条第2項各号に掲げる公的年金各法による遺族基礎年金等の公的年金又は同法による児童扶養手当の支給を受けている者にあつては、年金証書又は手当証書
- (2) 前号の公的年金又は児童扶養手当の支給を受けていない者にあつては、次のアからエまでに掲げる書類
  - ア 条例第2条第3項第3号に掲げる者にあつては、医師又は歯科医師の診断書
  - イ 条例第2条第3項第5号に掲げる者にあつては、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第10条第1項の規定による命令を受けたことを証明する裁判所の書類

ウ 条例第2条第3項第6号に掲げる者にあつては、引き続き1年以上拘禁されていることを証明する官公署の書類

エ アからウまでに掲げる者以外の者にあつては、民生児童委員その他市長が適当と認める者の証明書

(3) 支給対象者が児童扶養手当の受給者である場合を除き、条例第3条第2項第1号から第5号までの規定により所得判定の対象となる者の前年（1月1日から7月31日までの間に、新たに認定を受けようとする場合にあつては、前々年）の所得及び課税状況を明らかにすることができる市区町村長の証明書等

(4) 医療保険各法の規定による被保険者又は組合員及びその被扶養者であることを明らかにすることができる書類

(5) 支給対象者の戸籍謄本又は抄本及び支給対象者の属する世帯全員の住民票の写し

(6) 条例第2条第5項に規定する養育者にあつては、児童の父及び母の戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本

2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項各号に掲げる書類により証明すべき事実を公簿等により確認することができる場合は、当該書類の添付を省略させることができる。

（受給資格者証の交付）

第5条 市長は、前条第1項に規定する申請書の提出があつた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、条例第5条第1項の規定により当該申請者にひとり親家庭等医療費受給資格者証（以下「受給資格者証」という。）を交付するものとする。

（受給資格者証の提示の例外）

第6条 条例第5条第2項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 和歌山県の区域外に存する医療機関等において保険給付を受ける場合

(2) 緊急その他やむを得ない事情がある場合

（受給資格者証の有効期間）

第7条 受給資格者証の有効期間は、毎年8月1日から翌年の7月31日まで（年の途中で受給資格の認定を受けた者にあつては、当該認定の日から次の7月31日まで（条例第2条第3項第5号に掲げる者であつて、市長が特に必要と認めるものについては、市長が別に定める日まで））とし、毎年更新するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する有効期間内に受給資格要件に該当しなくなることが明らかなる場合は、当該有効期間は、受給資格要件に該当しなくなる日の前日までとする。

（受給資格の更新申請）

第8条 第5条の規定により受給資格者証の交付を受けた者（以下「受給資格者」という。）は、前条第1項の規定による更新を受けようとするときは、その有効期間満了までに、ひとり親家庭等医療費受給資格更新申請書に第4条第1項各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 第4条第2項及び第5条の規定は、前項の規定による更新申請があつた場合について準用する。

（支給の申請）

第9条 受給資格者は、条例第7条第1項の規定により支給の申請をするときは、ひとり親家庭等医療費支給申請書に医療機関等が発行する領収書等を添えて、市長に提出しなければならない。

（支給の決定）

第10条 市長は、条例第7条第2項の規定により支給の決定をしたときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

（支払事務の委託）

第11条 市長は、条例第7条第3項の規定によりひとり親家庭等医療費を支給する場合には、当該事務を和歌山県国民健康保険団体連合会及び和歌山県社会保険診療報酬支払基金に委託して行うものとする。

（資格変更の届出）

第12条 条例第8条第1項の規定による届出は、ひとり親家庭等医療費受給資格変更届出書に受給資格者証を添えて行うものとする。ただし、市長は、変更内容を公簿等により確認することができる場合は、当該届出書の提出を省略させることができる。

(受給資格者証の再交付)

第13条 受給資格者は、受給資格者証を破損し、又は亡失したときは、ひとり親家庭等医療費受給資格者証再交付申請書を市長に提出し、再交付を受けることができる。

2 受給資格者は、受給資格者証を破損したため、その再交付を受けようとするときは、前項に規定する申請書に当該受給資格者証を添付しなければならない。

3 受給資格者は、第1項の規定により受給資格者証の再交付を受けた後、亡失した受給資格者証を発見したときは、直ちにこれを市長に返還しなければならない。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成17年5月1日から施行する。

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の田辺市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例施行規則（昭和54年田辺市規則第14号）、龍神村ひとり親家庭医療費の支給に関する条例施行規則（平成元年龍神村規則第1号）、中辺路町ひとり親家庭医療費の支給に関する条例施行規則（昭和54年中辺路町規則第1号）、大塔村ひとり親家庭医療費の支給に関する条例施行規則（昭和52年大塔村規則第2号）又は本宮町ひとり親家庭医療費給付規則（平成14年本宮町規則第11号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年7月12日規則第17号）

この規則は、平成19年8月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第12号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年7月30日規則第28号）

この規則は、平成22年8月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日規則第2号）

この規則は、田辺市乳幼児医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例（平成23年田辺市条例第3号）の施行の日（平成23年3月31日）から施行する。

附 則（平成24年10月1日規則第28号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月31日規則第11号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年5月31日規則第20号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年7月29日規則第23号）

この規則は、平成28年8月1日から施行する。